

蒲郡市都市公園ネーミングライツ取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市都市公園ネーミングライツ（以下「ネーミングライツ」という。）の導入に関して、蒲郡市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてネーミングライツとは、企業名又は商品名等を蒲郡市が管理する都市公園の通称・愛称（以下「愛称」という）として命名する権利のことをいう。

(ネーミングライツの内容)

第3条 ネーミングライツによる愛称は、要綱第3条に定めるもののほか次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

- ア 結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介すること等を目的としたもの
- イ 脅迫、暴力、その他犯罪行為を示唆し、又は、誘発するおそれのあるもの
- ウ 自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は、引き合いにしたもの
- エ 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は、不快な印象を与えるもの
- オ 表現が誇大で事実と異なるもの
- カ 愛称が公園利用者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの

(2) 市役所業務の遂行に支障を及ぼすもの

(3) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

(4) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業、又は前身が非合法組織であった企業の名称等

(5) 差別を助長するおそれのあるもの

(6) その他市長が愛称として適当でないと認めたもの

(公園名板)

第4条 公園の敷地内に都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の規定に基づき公園名板を設置することができる。

2 公園名板の企画、製作、設置及び撤去等にかかる一切の費用は、ネーミングライツスポンサー企業（以下「スポンサー企業」という。）の負担とする。ただし、

公園名板の設置に伴う都市公園使用料は、免除する。

(命名権の使用期間)

第5条 命名権の使用期間は5年間とする。ただし、市長は、ネーミングライツスポンサー企業と協議のうえ、期間を変更することができる。

(ネーミングライツの募集方法)

第6条 市長は、ネーミングライツの募集を市ホームページ等により行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間及び選定基準その他募集について必要な事項について、募集要項を定める。

(ネーミングライツの申込み)

第7条 ネーミングライツを取得しようとするものは、前条第2項において定める募集要項に基づき、蒲郡市都市公園ネーミングライツ申込書(第1号様式)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(ネーミングライツの審査)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第7条に規定する蒲郡市広告審査委員会(以下「審査会」という。)の審査に付し、その審査結果に基づきスポンサー企業を選定するものとする。

2 審査会は、提出された書類等に基づき、ネーミングライツの実現性、業務実績、信頼性、その他の条件などを総合的に評価するものとする。

3 市長は、ネーミングライツの申込みをしたものに対し、第1項に基づく審査の結果を、蒲郡市都市公園ネーミングライツ決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(命名権料)

第9条 前条の規定によりネーミングライツの決定を受けたものは、所定の命名権料を納付しなければならない。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ネーミングライツに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。